

神奈川県監査委員公表第 20 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成23年12月 9 日

神奈川県監査委員 真 島 審 一  
 同 高 岡 香  
 同 長 峯 徳 積  
 同 堀 江 則 之  
 同 飯 田 誠

- 1 監査実施箇所名  
教育局企画調整部
- 2 監査実施日  
平成 22 年 8 月 4 日（平成 22 年 6 月 3 日、4 日及び 7 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 支出事務において、職員等への旅費支給に当たり、3 月を超えて遅れているものがあった。(企画調整課)</li> <li>2 支出事務において、会場使用料の支払に当たり、立替払により処理しているものがあった。(行政課)</li> <li>3 契約事務において、賃貸借期間満了をもって購入した神奈川県教育委員会ネットワークシステム認証鍵(アイキー)に係る納品検査時期が不適切であった。(広報情報課)</li> <li>4 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。(教育財務課)                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 予算の執行において、物品の購入に係る支出負担行為を納品後に行っているものがあった。</li> <li>(2) 収入事務において、前回の監査で類似の指摘がなされていたにもかかわらず、教育財産の目的外使用許可に係る光熱水費の立替収入 1 件、8 円を過大に徴収していた。</li> <li>(3) 支出事務において、次のとおり誤りがあった。                             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 物品購入代金の支払に当たり、神奈川県財務規則に規定された</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指導事項の支出事務については、業務の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。                      今後は、このようなことがないように、事業担当と庶務担当による相互の進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に務めることとした。</li> <li>2 支出事務については、神奈川県財務規則等関係法令の理解が不十分であったことによるものである。                      今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図り、課内の確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> <li>3 契約事務については、納品検査の進行管理が不十分であったことによるものである。                      今後は、このようなことがないように、複数職員による確認を徹底するとともに、処理期限の周知徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。</li> <li>4 指導事項については、次のとおり措置した。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 予算の執行については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったこと及び適正な会計事務処理についての認識</li> </ol> </li> </ol>

納品書が添付されていないものがあった。

イ 文化遺産課の事業に係る執行に当たり、請求書の受理後に日付の記載を行っていた。

ウ 生涯学習課で購入した定期刊行物購入代（10～12月分）の執行に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた対価の支払の時期を超えて支払っていた。

(4) 契約事務において、相模向陽館高等学校の設置（平成21年11月1日）に伴う高校教育課座間分室（旧ひばりが丘高校）に係る、機械警備委託契約ほか2件の権利義務譲渡契約の締結に当たり、権利義務の譲渡をした後に契約を締結していた。

5 予算の執行において、県立高校再編施設整備工事に付属する移設工事の執行に当たり、再配当前に工事を施工させるなど、本課として不適切な指示を行っていた。（まなびや計画推進課）

6 物品管理事務において、備品出納簿に記載された備品の所在が確認できないものがあった。

が徹底されていなかったことによるものである。

今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則及び適正な会計事務に対する理解の向上を図るとともに、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(2) 収入事務については、確認体制が不十分であったため、電気の使用期間の誤りを発見できなかったことによるものであり、過大に徴収した8円については、対象団体と調整し、平成22年7月20日に手続を行った。

今後は、このようなことがないように、事業課及び経理担当課による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(3) 支出事務については、次のとおり措置した。

ア 物品購入代金の支払については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。

今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

イ 文化遺産課の事業に係る執行については、請求書等の適正な取扱いに関する認識が不足していたことによるものである。

今後は、このようなことがないように、財務関係規程等の理解の向上を図るとともに、請求書等の取扱いには十分な注意を払い、適正な事務執行に努めることとした。

ウ 生涯学習課で購入した定期刊行物購入代については、進行管理及び財務関係法令の理解が不十分であったことによるものである。

今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を一層強化するとともに財務関係法令の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

(4) 契約事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。

今後は、このようなことがないように、複数の職員による進行管理及び確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。

5 予算の執行については、神奈川県財務規則の理解及び指示事項に関する確認体制が不十分であったことによるものであ

	<p>る。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、各所属へ適切な指示を行えるよう確認体制を強化することで、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>6 物品管理事務については、改めて所在の確認を行い、現存しないことが確認された一部の物品について、平成 23 年 1 月 13 日付け会指第 76 号に基づき返納及び払出し手続を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の遵守を徹底し、備品管理体制を強化するとともに、新たに制定された備品管理事務の手引等に基づき適切な備品管理を行っていくことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	---

- 1 監査実施箇所名  
教育局支援教育部
- 2 監査実施日  
平成 22 年 8 月 4 日（平成 22 年 6 月 14 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）</p> <p>物品管理事務において、備品出納簿に記載された備品の所在が確認できないものがあった。</p>	<p>指導事項については、改めて所在の確認を行い組織再編による管理換の際に備品出納簿への記載漏れ・誤りがあったことが確認されたため、平成 23 年 1 月 13 日付け会指第 76 号に基づき返納及び払出し手続を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の遵守を徹底し、備品管理体制を強化するとともに、新たに制定された備品管理事務の手引等に基づき適切な備品管理を行っていくことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
教育局生涯学習部
- 2 監査実施日  
平成 22 年 8 月 4 日（平成 22 年 6 月 8 日及び 9 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表

平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号  
4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>1 収入事務において、普通財産の貸付料収入の債権管理に当たり、納付期限までに納付しない者に対し、納付期限後 20 日以内に督促状を発行していないものがあった。(生涯学習課)</p> <p>2 補助金交付事務において、指定文化財保存修理等補助金の交付に当たり、補助事業の内容が変更されたにもかかわらず、変更交付決定を行っていないかった。(文化遺産課)</p> <p>3 収入事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。(スポーツ課)</p> <p>(1) 光熱水費立替収入の徴収に当たり、納付期限までに納付しない者に対し、納付期限後 20 日以内に督促状を発行していないものがあった。</p> <p>(2) 前回の監査で類似の指摘がなされていたにもかかわらず、教育財産の目的外使用許可に係る光熱水費の立替収入 1 件、8 円を過大に徴収していた。</p>	<p>1 指導事項の収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による進行管理を一層徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 補助金交付事務については、職員の関係法規等に対する理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、関係法規等に基づく適正な事務処理がなされるよう、執行に係るチェック体制の強化を図ることとした。</p> <p>3 指導事項の収入事務については、次のとおり措置した。</p> <p>(1) 光熱水費立替収入の徴収については、財務関係法令の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法令の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 立替収入の過大徴収については、前回の監査で類似の指摘がなされていたにもかかわらず、確認体制が不十分であったため、電気の使用期間の誤りを発見できなかったことによるものであり、過大に徴収した 8 円については、対象団体と交渉し、平成 22 年 7 月 20 日に手続を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、事業課及び経理担当課による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県足柄下教育事務所
- 2 監査実施日  
平成 22 年 9 月 17 日（平成 22 年 9 月 6 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
-------	-------

<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算の執行において、年度当初に追録代を年間の概算額で支出負担行為をしていなかった。</li> <li>2 物品管理事務において、備品出納簿に記載された備品に所在の確認ができないものがあった。</li> </ol>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算の執行については、平成 21 年 2 月 16 日付け会計局指導課長通知の認識が不十分であったことによるものである。        今後は、このようなことがないよう、関係通知の周知徹底を図るとともに、複数職員による確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</li> <li>2 物品管理事務については、備品の管理が適切に行われなかったことによるものであり、備品出納簿の整理を行った。        今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の遵守や複数の職員による確認を徹底するとともに、適切な管理を行っていくことにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> </ol>
---	--

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県横浜給与事務所
- 2 監査実施日  
平成 22 年 9 月 10 日 (平成 22 年 8 月 24 日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日 (神奈川県公報号外第 74 号) 神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 収入事務において、給料・手当等の返納に当たり、神奈川県財務規則に定める督促状を発行していないものが 2 件あった。また、督促状の発行に当たり、神奈川県財務規則に定められた日を超えて、指定期限を定めているものが 2 件あった。</p>	<p>指導事項については、神奈川県財務規則に規定する所要の収入事務に関して、その進行管理が不十分であったことによるものである。        今後は、このようなことがないよう、所属において神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による執行状況の随時確認など進行管理を徹底することにより、収入事務の適正執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立金井高等学校
- 2 監査実施日  
平成 22 年 6 月 29 日 (平成 22 年 5 月 19 日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表

平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号  
4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 財産管理事務において、管理に誤りがあり、教育財産目的外使用に係る許可内容を誤っていた。また、当該使用料の調定についても誤りがあった。</p>	<p>指導事項については、教育財産の管理が不適切であったため、使用許可の対象物の状況を十分に把握していなかったことによるものであり、変更許可の上、過大納入分については平成 23 年 2 月 25 日還付した。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立百合丘高等学校
- 2 監査実施日  
平成 22 年 7 月 5 日（平成 22 年 5 月 24 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 契約事務において、事務用消耗品の購入に当たり、会計局長通知（平成 22 年 2 月 2 日付け会指第 82 号）に反し、3 月に契約を締結しているものがあった。</p>	<p>指導事項については、平成 22 年 2 月 2 日付け会指第 82 号会計局長通知の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、会計事務等適正化に関する通知の周知を徹底することにより、適正な事務の執行を図ることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立生田東高等学校
- 2 監査実施日  
平成 22 年 7 月 22 日（平成 22 年 5 月 24 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p>

<p>1 予算の執行において、物品の購入及び工事の執行に当たり、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 平成 20 年度に納品された物品の代金を平成 21 年度の予算で支払っているものがあった。</p> <p>(2) 履行確認後に支出負担行為を行っているものがあった。</p> <p>2 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う使用料の調定に当たり、2 回に分けて調定すべきところを一括して行っていた。</p> <p>3 契約事務において、事務用消耗品の購入に当たり、会計局長通知（平成 22 年 2 月 2 日付け会指第 82 号）に反し、3 月に契約を締結しているものがあった。</p>	<p>1 予算の執行のうち、平成 20 年度に納品された物品の代金を平成 21 年度の予算で支払っていたことについては、財務関係法令の理解が不十分であったこと及び適正な会計事務処理についての認識が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、財務関係法令及び適正な会計事務処理に対する理解の向上を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>履行確認後に支出負担行為を行っていたことについては、予算執行管理及び適正な会計事務処理についての認識が徹底されていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、予算執行管理を一層徹底するとともに、適正な会計事務処理に対する理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 収入事務については、平成 21 年 2 月 9 日付け教財第 288 号通知の周知が徹底されていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、財務関係通知の周知及び複数の職員による進行管理を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 契約事務については、平成 22 年 2 月 2 日付け会計局長通知の周知及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、財務関係通知の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認をより一層徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
---	--

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立菅高等学校
- 2 監査実施日  
平成 22 年 6 月 23 日（平成 22 年 5 月 24 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費立替収入の調定に当たり、神奈川県財務規則に定められた日（調定の日から 20 日以内）を超えて納付期限を設定しているもの</p>	<p>指導事項については、複数職員による相互の確認が不十分であったため、日数の積算誤りを発見することができなかつたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことのないよう、複</p>

があった。	数の職員による確認を徹底し、適正な事務執行に努めていくこととした。
-------	-----------------------------------

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立橋本高等学校
- 2 監査実施日  
平成 22 年 6 月 4 日（平成 22 年 5 月 13 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）</p> <p>支出事務において、委託料に履行確認後 3 月を超えて支払っているものがあった。</p>	<p>指導事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による相互の進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立上溝南高等学校
- 2 監査実施日  
平成 22 年 6 月 10 日（平成 22 年 5 月 13 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）</p> <p>支出事務において、災害対策用ろ水機保守点検委託料の支払に当たり、履行確認前に支出していた。</p>	<p>指導事項については、神奈川県財務規則及び委託内容の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立麻溝台高等学校
- 2 監査実施日  
平成 22 年 6 月 24 日（平成 22 年 5 月 10 日職員調査）

- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 支出事務において、前渡金の戻入に当たり、精算手続を行わずに戻入していたものが 3 件あった。</p>	<p>指導事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 
- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立相模大野高等学校
  - 2 監査実施日  
平成 22 年 6 月 18 日（平成 22 年 5 月 10 日職員調査）
  - 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
  - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 収入事務において、現金領収から 5 日を超えて金融機関に納付していたものがあった。</li> <li>2 支出事務において、中庭植栽地整地・新植の執行に当たり、需用費で執行すべきものを役務費で執行していた。</li> </ol>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底するとともに、情報を共有することにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> <li>2 支出事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、校内の確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> </ol>

- 
- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立平塚湘風高等学校
  - 2 監査実施日  
平成 22 年 6 月 29 日（平成 22 年 5 月 18 日職員調査）
  - 3 監査の結果に関する報告の公表

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 支出事務において、駐車場水銀灯ランプ修理工事の執行に当たり、支出科目を需用費で執行しなければならないところを工事請負費で執行していた。</p>	<p>指導事項については、神奈川県財務規則の理解及び校内の確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、複数職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

1 監査実施箇所名

神奈川県立鎌倉高等学校

2 監査実施日

平成 22 年 7 月 5 日（平成 22 年 5 月 24 日職員調査）

3 監査の結果に関する報告の公表

平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 収入事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 教育財産の目的外使用許可に係る使用料の調定事務に、3 月を超えて遅れているものがあった。 2 領収した現金について、神奈川県財務規則に定められた納付期限を過ぎて保管していたものがあった。</p>	<p>指導事項の収入事務については、次のとおり措置した。 1 教育財産の目的外使用許可に係る使用料については、平成 21 年 2 月 9 日付け教財第 288 号通知の周知が徹底されていなかったこと及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、財務関係通知の周知及び複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 現金の納付の遅れについては、神奈川県財務規則の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による進行管理を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

1 監査実施箇所名

神奈川県立七里ガ浜高等学校

- 2 監査実施日  
平成 22 年 7 月 5 日（平成 22 年 5 月 24 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 支出事務において、物品の購入に当たり、神奈川県財務規則に規定された履行確認がないまま支払っているものがあつた。</li> <li>2 契約事務において、産業廃棄物処分委託の契約に当たり、契約の方法及び契約書の作成等に不備があつた。</li> </ol>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 支出事務については、神奈川県財務規則の理解及び確認体制が不十分であつたことによるものである。        今後は、このようなことのないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> <li>2 契約事務については、財務関係法規の理解及び確認体制が不十分であつたことによるものである。        今後は、このようなことのないよう、関係法規の理解の向上を図るとともに、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</li> </ol>

- 
- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立湘南高等学校
  - 2 監査実施日  
平成 22 年 6 月 24 日（平成 22 年 5 月 24 日職員調査）
  - 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
  - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 予算の執行において、備品の購入時期に不適切なものがあつた。</p>	<p>指導事項については、予算執行の進行管理が不十分であつたことによるものである。        今後は、このようなことがないよう、予算の執行計画を早期に立てることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 
- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立湘南台高等学校
  - 2 監査実施日  
平成 22 年 6 月 14 日（平成 22 年 5 月 24 日職員調査）

- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 契約事務において、産業廃棄物の運搬・処分業務委託の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に定める検査に関する調書を作成していないものがあった。</p>	<p>指導事項については、神奈川県財務規則の理解及び職員相互の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 
- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立小田原城北工業高等学校
  - 2 監査実施日  
平成 22 年 6 月 23 日（平成 22 年 5 月 13 日職員調査）
  - 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
  - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 支出事務において、自動車借上げ代及び心電図検診委託料に履行確認後 3 月を超えて支払手続を行っているものがあった。また、請求書の請求年月日の修正を行っていた。</p>	<p>指導事項の支出事務のうち支払遅延については、進行管理が不十分であったことによるものである。また、請求書の請求年月日の修正については、請求書の適正な取扱いに対する認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による相互の進行管理を徹底するとともに、財務関係法令等の理解の向上を図り、請求書等の取扱いには十分な注意を払うことにより、適正な事務執行に努めることにした。</p>

- 
- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立茅ヶ崎高等学校
  - 2 監査実施日  
平成 22 年 6 月 11 日（平成 22 年 5 月 24 日職員調査）
  - 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
  - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 支出事務において、備品の購入に当たり、支出負担行為額を誤ったまま過少に支出し、その後不足分を支出しているものがあった。</p> <p>2 契約事務において、産業廃棄物の運搬・処分業務委託の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に定める検査に関する調書を作成していないものがあった。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 指導事項の支出事務については、確認体制が不十分であったため、支出負担行為等の内容の誤りが発見できなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による相互の確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後はこのようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立鶴嶺高等学校
- 2 監査実施日  
平成 22 年 7 月 5 日（平成 22 年 5 月 18 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 収入事務において、領収した現金について、神奈川県財務規則に定められた納付期限を過ぎて納付していたものがあった。</p>	<p>指導事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立三浦臨海高等学校
- 2 監査実施日  
平成 22 年 6 月 23 日（平成 22 年 5 月 10 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
-------	-------

<p>(指導事項)          予算の執行において、備品の購入時期に不適切なものがあつた。</p>	<p>指導事項については、職員間の連携及び進行管理が不十分であつたことによるものである。          今後は、このようなことがないよう、職員相互間の連携を密にするとともに、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	---

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立厚木西高等学校
- 2 監査実施日  
平成 22 年 7 月 5 日 (平成 22 年 5 月 24 日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日 (神奈川県公報号外第 74 号) 神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)          契約事務において、平成 22 年 2 月 2 日付け会指第 82 号会計局長通知に反して、物品購入契約を締結しているものがあつた。</p>	<p>指導事項については、平成 22 年 2 月 2 日付け会指第 82 号会計局長通知の理解が不十分であつたことによるものである。          今後は、このようなことがないよう、関係通知の周知徹底を図り、計画的に物品を購入するよう徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立大和南高等学校
- 2 監査実施日  
平成 22 年 6 月 7 日 (平成 22 年 5 月 10 日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日 (神奈川県公報号外第 74 号) 神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)          収入事務において、県立学校体育施設開放に伴う電気代実費相当額の徴収に当たり、督促状を発行していないなど事務処理が不適切なものがあつた。</p>	<p>指導事項については、複数の職員による確認体制及び財務関係規定の理解が不十分であつたことによるものである。          今後は、このようなことがないよう、複数の職員による納付状況等の管理を徹底するとともに、財務関係規定に対する理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に</p>

努めることとした。

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立大和西高等学校
- 2 監査実施日  
平成 22 年 6 月 17 日（平成 22 年 5 月 10 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う電気代立替収入の調定事務に 3 月を超えて遅れているものがあった。</li><li>2 契約事務において、物品の購入に当たり、見積合せを実施すべきところ、一者からのみ見積書を徴して随意契約を締結しているものがあった。</li></ol>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</li><li>2 契約事務については、近接した期間内に、合計 5 万円を超える同種の物品を分割し、それぞれ一者随意契約により購入したもので、契約における計画性が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約における計画的な執行を複数職員により確認することを徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</li></ol>

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立海老名高等学校
- 2 監査実施日  
平成 22 年 7 月 23 日（平成 22 年 5 月 24 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 契約事務において、汚水処理施設維持管理業務委託の執行に当たり、契約書の積算根拠が不明確であった。また、契約期間を誤って契約していた。</p>	<p>指導事項の契約事務のうち汚水処理施設維持管理業務委託については、仕様書において支払条件等の契約内容を明示しなかったことによるものである。また、契約期間の誤りについては、所属内の確認体制が不</p>

	<p>十分であったことによるものである。      今後は、このようなことがないよう、契約に必要な事項を見積仕様書において明示するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--

- 
- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立座間総合高等学校
  - 2 監査実施日  
平成 22 年 6 月 29 日（平成 22 年 5 月 10 日職員調査）
  - 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
  - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）            契約事務において、産業廃棄物の運搬・処分業務委託の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に定める検査に関する調書を作成していないものがあった。</p>	<p>指導事項については、神奈川県財務規則の理解及び職員相互の確認が不十分であったことによるものである。            今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 
- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立相模原中等教育学校
  - 2 監査実施日  
平成 22 年 6 月 29 日（平成 22 年 5 月 10 日職員調査）
  - 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
  - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）            支出事務において、物品の購入に当たり、需用費で購入すべき消耗品を備品購入費で執行していたものがあった。</p>	<p>指導事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。            今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上及び職員相互の確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

---

- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立平塚盲学校
- 2 監査実施日  
平成 22 年 6 月 7 日（平成 22 年 5 月 11 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 契約事務において、リサイクル料等を含んだ総額で 5 万円を超える冷蔵庫の購入契約に当たり、見積合せを省略していた。</p>	<p>指導事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の理解の向上に努めるとともに、職員相互の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 
- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立中原養護学校
  - 2 監査実施日  
平成 22 年 6 月 23 日（平成 22 年 5 月 24 日職員調査）
  - 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
  - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 予算の執行において、物品の購入に係る支出負担行為を納品後に行っているものがあつた。</p>	<p>指導事項については、適正な会計事務処理についての認識が徹底されていなかったこと及び所属内での確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、適正な会計事務の遂行を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 
- 1 監査実施箇所名  
神奈川県立座間養護学校
  - 2 監査実施日  
平成 22 年 6 月 29 日（平成 22 年 5 月 24 日職員調査）
  - 3 監査の結果に関する報告の公表  
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号

#### 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 庶務事務において、扶養手当1件の誤りがあり、他の手当への影響額を含め24,640円を過少に支給していた。</p>	<p>指導事項については、給与関係規程の理解が不十分であったことによるものであり、過少であった24,640円については、平成22年7月16日日本人に支払った。 今後は、このようなことがないように、関係例規の理解の向上を図るとともに、確認体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。</p>